

官報

号外 昭和二十五年七月二十九日

○第八回参議院會議録第十号

昭和二十五年七月二十八日(金曜日)午前十時十六分開議

議事日程 第九号

昭和二十五年七月二十八日

午前十時開議

第一 彈劾裁判所裁判員及び同予

備員辞任の件

第二 皇室會議予備議員の選挙

第三 皇室經濟會議予備議員の選挙

第四 最高裁判所裁判官国民審査

管理委員の選挙

第五 檢察官適格審査会委員及び

同予備員の選挙

第六 北海道開発審議會会委員の指

名

第七 京都府文化観光都市建設

法案(衆議院提出) (委員長報告)

第八 奈良国際文化観光都市建設

法案(衆議院提出) (委員長報告)

第九 日本政府在外事務所設置法

の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)(委員長報告)

第一〇 主要食糧供出報奨物資の

配給に伴う損失の補てんに関する

法律案(内閣提出、衆議院送

付)(委員長報告)

○議長(佐藤隆武君) 諸般の報告は朗

読を省略いたします。

去る二十五日議員山花秀雄君外八名か

ら委員会審査省略の要求書を附し左の

議案を提出した。

緊急失業措置に関する決議案

一昨二十六日内閣から予備審査のため

左の議案が送付された。よつて議長は

即日これを文部委員会に付託した。

教育職員免許法施行法の一部を改正

する法律案

同日議長は左の衆議院提出案を地方行

政委員会に付託した。

行政書士法案

同日可決した左の内閣提出案は、即日

これを衆議院に送付した。

阿波丸事件の見舞金に関する法律案

記
檢察庁法第二十三條による国会議員
たる委員及び予備委員

(檢察官適格
審査会委員) 徳川 宗敬君
参議院議員

(檢察官適格
審査会委員) 前之園喜一郎君
参議院議員

(檢察官適格
審査会委員) 齋 武雄君
参議院議員

北海道開発法第十條による参議院議
員のうちから参議院が指名した委員

(北海道開発
審議會委員) 参 和田 博雄君
参議院議員

同日内閣総理大臣から、社会保障制度
審議會委員井上なつゑ君より同委員辞

任方申出がありましたので、その後任
者の推薦を願う旨の要求書を受領

した。

同日内閣総理大臣から、檢察官適格審
査会予備委員たる藤井新一君は参議院

議員たる任期が満了となつたのでその
後任者の選任を願う旨の要求書を受

領した。

同日本院は、地方財政委員会委員に青
木得三君、菊山嘉男君、上原六郎君、

木村清司君及び野村秀雄君を任命した
ことにつき事後承認することを議決し
た旨衆議院に通知した。

同日本院は、日本国有鉄道監理委員会
委員に阿部藤造君を任命したことにつ

き事後承認することを議決した旨衆議

院に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に太田三

郎君及び松浦龍君を任命したことにつ

き事後承認することを議決した旨衆議

院に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員

に荷見安君を任命することに同意した

旨衆議院に通知した。

同日衆議院から、両議院は地方財政委

員会委員に青木得三君、菊山嘉男君、

上原六郎君、木村清司君及び野村秀雄

君を任命したことにつき事後承認する

ことを議決したことを内閣に通知し

た旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、両議院は、日本国有鉄

道監理委員会委員に阿部藤造君を任命

したことにつき事後承認することを議

決したことを内閣に通知した旨の通知

書を受領した。

同日衆議院から、両議院は運輸審議会

委員に太田三郎君及び松浦龍君を任命

したことにつき事後承認することを議

決したことを内閣に通知した旨の通知

書を受領した。

同日衆議院から、両議院は日本銀行政

策委員会委員に荷見安君を任命するこ

とに同意したことを内閣に通知した旨

の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣に左の者を第八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外国為替管理委員会委員 大久保太三郎君

同 奥村竹之助君

同 杉原 雄吉君

外国為替管理委員会事務局局長 中場 信彦君

同日内閣総理大臣から、外国為替管理委員会委員大久保太三郎君外三名（前

議長承認の通り）を第八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨二十七日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案 文部委員会に付託

失業保険法の一部を改正する法律案 労働委員会に付託

主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失補てんに関する法律案 農林委員会に付託

低性能船舶買入法案 運輸委員会に付託

同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決

した旨の通知書を受領した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

商品取引所法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

商品取引所法案

同日議員左藤義詮君外七名から、委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

国会法等の一部を改正する法律案 参議院規則の一部を改正する規則案

同日宮城タマヨ君外十名から、委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

裁判官書記官、少年調査官及び少年院、少年保護鑑別所職員の待遇に関する決議案

同日内閣総理大臣から、更生保護事業審議会委員に左記の者を任命することについて国会法第三十九條但書の規定により国会の議決を求めたい旨の要求書を受領した。

記

庄司 一郎君

宮城タマヨ君

同日内閣総理大臣から、中央災害救助対策協議会委員に左記の者を命ずることについて国会法第三十九條但書の規定により国会の議決を求めたい旨の要求書を受領した。

記

高橋龍太郎君

山縣 勝見君

同日内閣総理大臣から、左記の者を文化財保護委員会委員に任命したので文化財保護法第九條第一項の規定により本院の同意を求めたい旨の要求書を受領した。

記

高橋誠一郎君

細川 護立君

矢代 幸雄君

一萬田尚登君

同日内閣総理大臣から、皇室典範に基く皇室會議の本院議員の互選による予備議員櫻内辰郎君及び皇室經濟法に基く皇室經濟會議の本院議員の互選による予備議員石坂豊一君の両名よりこの度辞退方申出があつたので皇室典範第三十條第三項及び皇室經濟法第十一條第一項の規定により互選の上その氏名を回復されたい旨の要求書を受領し

た。

迫て皇室典範第三十條第四項及び皇室經濟法第十一條第一項の規定により予備議員の職務を行う順序も併せて通知されたい旨の申添えがあつた。

同日最高裁判所裁判官国民審査管理委員会委員長から、左記の最高裁判所裁判官国民審査管理委員会委員より辞任の届出があつたので七月二十六日これを許可した旨の通知書を受領した。

記

三木 治朗君

小野 哲君

同日最高裁判所裁判官国民審査管理委員会委員長代理から、左記の最高裁判所裁判官国民審査管理委員会委員より辞任の届出があつたので七月二十七日これを許可した旨の通知書を受領した。

記

山下 義信君

なお議員の任期満了による退職者が大野木秀次郎君、中山壽彦君、仲子隆君、松井道夫君、岡田喜久治君の五人であり、在任者は尾崎行雄君一人となるので今回の辞任許可の結果欠員の数は従前からの分も併せ合計九人となるので至急補充せられるよう取計らわれたい

旨の申添えがあつた。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国府財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

同日委員長から左の報告書を出した。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案可決報告書

主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案可決報告書

法務委員会請願審査報告書第一号

同特別報告第一号

同日地方行政委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 竹中七郎君（岩木哲夫君の補欠）

同日内閣総理大臣に左の者を第八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

運輸省港務局長 黒田 靜夫君

国家地方警察本部総務部長 加藤 陽三君

国家地方警察本部警務部長 中川 淳君

厚生省医務局長 久下 勝次君

厚生省社会局保護課長 小山進次郎君

大蔵大臣官
房會計課長 小川 潤一君

同日内閣総理大臣から、運輸省港灣局長黒田静夫君外三名（前掲議長承認の中厚生省医務局長久下勝次君、大蔵大臣官房會計課長小川潤一君を除く）を第八回国会政府委員に任命し、厚生省社会局長木村忠二郎君を第八回国会政府委員より免じた旨の通知書を受領した。

○議長（佐藤尚武君） これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、国会法等の一部を改正する法律案（左藤義詮君外七名発議）（委員会審査省略要求事件）を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。本案につきましては、左藤義詮君外七名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本案の審議に入るとに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。中村正雄

君。

国会法等の一部を改正する法律案
右成規により発議する。

昭和二十五年七月二十七日

発議者

左藤 義詮 鈴木 恭一

中村 正雄 鈴木 直人

大隈 信幸 佐々木良作

鈴木 清一 兼岩 傳一

参議院議長佐藤尚武殿

国会法等の一部を改正する法律

（国会法の一部改正）

第一條 国会法（昭和二十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十六條に次の二号を加える。

六 法制局長

第三十九條の次に次の二條を加える。

六 法制局長

第三十九條の次に次の二條を加える。

六 法制局長

第三十九條の次に次の二條を加える。

第三十九條の次に次の二條を加える。

第三十九條の次に次の二條を加える。

第三十九條の次に次の二條を加える。

第三十九條の次に次の二條を加える。

第三十九條の次に次の二條を加える。

第三十九條の次に次の二條を加える。

第三十九條の次に次の二條を加える。

第三十九條の次に次の二條を加える。

第三十九條の次に次の二條を加える。

第三十九條の次に次の二條を加える。

（国家公務員のための国設宿舍に
関する法律の一部改正）

第二條 国家公務員のための国設宿
舎に関する法律（昭和二十四年法
律第七十七号）の一部を次のよう
に改正する。

第十條第七号を次のように改め
る。

七 衆議院及び参議院の事務総
長及び法制局長

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律施行の際現在に在職する
衆議院及び参議院の法制局長は、
改正後の国会法により衆議院又は
参議院の法制局長が選任されるま
で、それぞれ役員たる職務を行
うものとする。

田村正雄君登壇、発言

○中村正雄君 只今議題となりました
国会法等の一部を改正する法律案に
ついて、その提案の理由を御説明申
上げます。

先ず国会法等の一部を改正する法律
案の要点は、第一に、法制局長が事務
局長と並んで議長に直屬する地位であ
り、立法補助の最高責任者として極め

て重要な任務を持つてゐることに鑑み
まして、同局長を各議院の役員とする
ことが適当と考えられますので、その
趣旨の規定を加えようとするものであ
ります。そうして、その選任方法につ
きましては、事務総長と同様に、各議
院において国会議員以外の者からこれ
を選任することとしたのであり、

第二は、以上のように法制局長を役員
としたことに伴ひまして、同局
長に公邸を貸與せんとするものであり
まして、そのために国家公務員のため
の国設宿舍に関する法律に所要の改正
を加えた次第であります。

以上がこの改正案の内容であります
が、この改正につきましては、すでに
議院運営委員会におきまして慎重に協
議いたしました結果作成いたし、各派
共同提案として発議いたしましたもので
あります。何とぞ速かに可決せられんこ
とをお願い申し上げます。

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長（佐藤尚武君） 議員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長（佐藤尚武君） 日程第一、彈劾
裁判所裁判員及び同予備員辞任の件。

去る二十四日、田村文吉君、鬼丸義
齊君及び佐々木良作君から彈劾裁判所
裁判員を、小串清一君及び前之園喜一
郎君から同予備員をそれぞれ辭任いた
したい旨の申出がございました。これ
を許可することに御異議ございません
か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認
めます。

○議長（佐藤尚武君） つきましては、
この際、日程に追加して、只今の辭任
に伴い欠員となりました彈劾裁判所裁
判員三名と、同予備員二名及び従前よ
り欠員中でありました彈劾裁判所裁判
員一名の補欠選挙を行いたいと存じま
すが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認
めます。尚、予備員の選挙に当りまし
ては、その職務を行ふ順序を定めるこ
とになつております。

○加藤武徳君 只今議題となりました
彈劾裁判所裁判員及び同予備員の補欠
選挙につきましては、成規の手続を省

官報号外 昭和二十五年七月二十九日 参議院會議録第十号

會議 議事日程追加の件 国会法等の一部を改正する法律案 彈劾裁判所裁判員及び同予備員辞任の件 彈劾裁判所裁判員及び同予備員の補欠選挙

一〇九

略して、議長指名とすることなし、
向、予備員の職務を行う順序も議長に一任するの動議を提出いたします。

○江田三郎君 只今の加藤君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 只今の加藤君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。つきましては、補欠として彈劾裁判所裁判員に東山三六君、棚橋小虎君、前之園喜一郎君及び羽仁五郎君、同予備員に島津忠彦君及び鬼丸義齊君を指名いたします。向、予備員の職務を行う順序は、島津忠彦君を第一順位、現予備員の森下政一君を第二順位、現予備員宮城タマヨ君を第三順位、鬼丸義齊君を第四順位といたします。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、皇座會議の予備議員の選舉。

櫻内辰郎君の辭任に伴いまして予備議員に欠員を生じましたので、その補欠選舉を行います。向、選舉に当りましては、予備議員の職務を行う順序を定めることとなっております。

○加藤武徳君 只今議題となりました皇座會議の予備議員の補欠選舉につきましては、成規の手続を省略して、議

長指名とすることなし、向その職務を行う順序も議長に一任するの動議を提出いたします。

○江田三郎君 只今の加藤君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 加藤君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。つきましては予備議員に重宗雄三君を指名いたします。向その職務を行う順序は、重宗雄三君を第一順位とし、現予備議員徳川宗敬君を第二順位といたします。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、皇座經濟會議の予備議員の選舉。

石坂豊一君の辭任に伴いまして予備議員に欠員を生じましたので、補欠選舉を行います。向、選舉に当りましては、予備議員の職務を行う順序を定めることとなっております。

○加藤武徳君 只今議題となりました皇座經濟會議予備議員の補欠選舉につきましては、成規の手続を省略して議長指名とすることなし、向その職務を行う順序も議長に一任するの動議を提出いたします。

○江田三郎君 只今の加藤君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 只今の加藤君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。つきましては予備議員に徳川頼貞君を指名いたします。向その職務を行う順序は、徳川頼貞君を第一順位とし、現予備議員小泉秀吉君を第二順位といたします。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、最高裁判所裁判官国民審査管理委員の選舉。

最高裁判所裁判官国民審査管理委員三木治助君、山下善信君、小野哲君及び佐々木良作君の四名が辭任いたしました。向、従前より五名の欠員がありましたので、これより計九名の委員の補欠選舉を行います。

○加藤武徳君 只今議題となりました最高裁判所裁判官国民審査管理委員の選舉は、成規の手続を省略して、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○江田三郎君 只今の加藤君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 加藤君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として大野木秀次郎君、工藤鐵男君、黒田英雄君、相馬助治君、小笠原三三男君、中田吉雄君、鈴木文四郎君、一松定吉君及び西田隆男君を最高裁判所裁判官国民審査管理委員に指名いたします。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、検査官適格審査会委員及び同予備委員の選舉。

検査官適格審査会委員徳川宗敬君及び前之園喜一郎君、同予備委員齋武雄君の辭任に伴う欠員と、向、従前より欠員中でありました同予備委員一名の補欠選舉を行います。

○加藤武徳君 只今議題となりました検査官適格審査会委員、同予備委員の補欠選舉は、成規の手続を省略いたします。その指名を議長に一任するの動議を提出いたします。

○江田三郎君 只今の加藤君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 只今の加藤君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。つきましては、補欠として北海道開発審議会委員に木下源吾君を指名いたします。

○議長(佐藤尚武君) 只今の加藤君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。つきましては、補欠として北海道開発審議会委員に木下源吾君を指名いたします。

○議長(佐藤尚武君) 只今の加藤君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

めます。つきましては、補欠として検査官適格審査会委員に小杉繁安君及び齋武雄君を、小杉繁安君の予備委員に高橋道男君を、齋武雄君の予備委員に久松定武君を指名いたします。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、北海道開発審議会委員の指名。

去る二十六日和田博雄君の委員辭任に伴い欠員を生じましたので、その補欠指名を行います。

○加藤武徳君 只今議題となりました北海道開発審議会委員の補欠指名は議長に一任するの動議を提出いたします。

○江田三郎君 只今の加藤君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 只今の加藤君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。つきましては、補欠として北海道開発審議会委員に木下源吾君を指名いたします。

○議長(佐藤尚武君) 只今の加藤君の動議に御異議ございませんか。

「大臣どうした」議事進行「予定して開会すればいいんだ」政府の責任だから追究した方がいい「休憩休憩」

○議長(佐藤尚武君) 暫時休憩いたします。

○議長(佐藤尚武君) 暫時休憩いたします。

○議長(佐藤尚武君) 暫時休憩いたします。

○議長(佐藤尚武君) 暫時休憩いたします。

ます。

午前十時三十八分休憩

午後一時十三分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

〔島清君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 島清君。

○島清君 私はこの際、中小企業対策に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の島君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 島君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。島清君。

〔島清君登壇、拍手〕

○島清君 私は中小企業の問題に關しまして、刻下緊急の事態について政府の所見を質すべく議院運営委員会に通告をして、十時から私の質問演説が行われることに相成つておつたのでございますが、関係大臣がお見えにならなかつたので、聰明なる議長の休憩の宣告によりまして、三時間以上も時間を経過して、只今質問の機会を頂いた

のでございますが、私は先ず私の本題でございします質問に入ります前に、吉田内閣の参議院に対するたびたびのこの輕視の行動に對しまして、この壇上から一言なきを得ないのであります。(拍手)

只今中小企業者の諸君は破産、倒産、正に死の一步手前に追ひ詰められておるのであります。去る三月の一日には池田さんはこういう業者に對しまして、死ぬも又よからうという有名な池田放言を發表されたのでございします。併しながら質問の内容が中小企業に對する緊急質問、たまたま緊急質問であるということ……この池田さんの放言と私の質問の内容とを照し合えました場合、如何に吉田内閣がこの中小企業の問題に對して傍觀をしておるかというところが、今回の大臣の出席にもはつきりと分るのであります。(ノー／＼と呼ぶ者あり)甚だ遺憾なことではございします。併しながらこのことにつきましては、運営委員会におきまして然るべく内閣の責任追及があらうかと私は確信しておりますが、院内のこととはともかくといたしまして、議會というものは政府と我々議員だけのものでは斯くてございしません。

早朝から刻下の重要問題に關心を寄せられまして、傍聴者の諸君が詰めかけられておられるのであります。即ち議會というものは政府や議員だけのものではありません。このこと自体は國民に對する侮辱でもあるということをおは申し上げたい。(議運に任せて本論に入れ)と呼ぶ者あり)おつしやる通り議運において何らかの処置があらうかと存じますけれども、ただ一言私申し上げて置かなければならないことは、官房長官は今朝の十時半になつて初めて分つたというやうなことを言つておられましたが、その官房長官の所管官庁でありますところの内閣官房から私に對しまして、昨日電話を以ちまして、内閣總理大臣に對しますところの質問演説の内容の問合せがあつたのであります。場所を変えますならば何でも放言していいもののように考へておられるようございします。このこと自体正に内閣糾弾に値する問題であらうかと存じますけれども、私は本論に入りまして、もつと緊急を要しますところの中小企業の問題に對しまして、各関係大臣の所見を質して置きたいと思ひます。

我が國の經濟構造の最も顯著な特殊的事態は、資本主義の一部の高度の発達にも拘わらず、中小企業と言われましますところの広汎な中間層の存在でございします。中小企業者の諸君は低位生産において、又小規模の経営において、大企業の圧迫を受けて難解しておりますが、この中小企業の我が國全産業に占めましますところの地位といふものは、その工場数におきまして約全工場数の九八％、従業員の数におきまして七一・四％、従業員の数に百九十九万人でございします。生産の總量におきまして六〇％、外貨獲得の貿易輸出額におきましては、これと同じく六〇％の地位を占めておるのであります。然るにこの問題がこれ程までに広汎な地位を占めておる割合に、政府のこれに對しますところの貧困もあざかりまして、この中小企業対策というものが行われてないと申上げますと大変に言い過ぎでございまして、もう少しでも、甚だ見るべきものが少いのであります。この中小企業の対策といたしまして、業界におきましては合理化の問題が進行しておるのでございしますけれども、この合理化の問題といふものは首切りと人員整理と、この言葉と同意義に解釈をされて、こういう線に沿ひまして合理化が強硬に進められつつある実情にあるのであります。合理化といふものはかようなものではなく

して、企業体におきましますところの無駄の排除であり、生産と消費との間を調整をいたしまして、その意味におきまして産業の意識的統制でなければなりません。言葉を換えて申上げますならば、生産と消費の全領域に亘りますところのコントロールでなければならぬのであります。然るに企業の合理化を人員の整理、首切りと同意義に解釈しておりますところの誤まり業者の中には、やたらに労働者のみを首を切りまして摩擦を起し、産業界におきまして使らなるところの混亂を誘致しておる実情にあるのであります。これに對しまして與党でございしますところの自由党を基盤にいたしまして、吉田内閣におきましては、産業の合理化を如何やうな観点に立つてこれを認識把握し、そして如何やうな立場においてこれを推進されようとするのであるか。指導されようとするのであるか。自由党の参議院選挙の資料によりましますと、昭和二十五年五月の発行、これは自由党の政務調査会の責任において発行されておりますが、経営の合理化、組織の再編成を謳つておるのであります。與党の政務調査会は、責任を以ちまして、このパンフレットに産業の合理化と、産業の再編成

をやるというて、国民大衆に公約をしておるのでございますが、吉田内閣におきましては、近くこのパンフレットに国民に公約してあります通り、産業の合理化を推進指導するだけの意思があるかどうか、所見を承わりたい。更に産業の合理化を推進するといふことになりますると莫大な資金が必要になつて来るわけでござい、まするが、この資金を如何なる形で産業台理化の方に転用されるつもりであるか。もう一歩進めまして、産業合理化のために、摩擦と混乱を避けるために、円満に産業の再編成を行うために、産業合理化金庫みたいな、仮称でござい、ますが、こういったような特殊の金融機関を設置いたしまして、これを指導するの意思はないかどうかお尋ねをいたします。中小企業の問題を論議するに当りまして当然に達意をいたします問題は、只今申上げました企業の合理化でござい、ますが、更に只今中小企業者の諸君が非常に困つておりますところの問題は、何を申上げましても金融の途でござい、ます。政府の機関でござい、まする通商産業省におきまして、昨年の四月でござい、ましたか、五月でござい、ましたか、中小企業対策の資金といたしまして確か五百六十億を想定されたと思ひます。それに對しまして、吉田内閣は昨年八月一日の閣議におきまして百五十億の中小企業対策費というものを決定をされておるのでござい、ますが、まだこの資金の放出を私達は真摯にして知つてないのであります。再び選挙のパンフレットに移りますが、選挙の二つのパンフレットにおきまして、自由党は、中小企業を育成することが我が党の今後の重大任務である、こういう前提の下に、見返資金、預金部資金を動員すると、国民に向ひまして公約をされておるのであります。併しながら選挙が済みまして数ヶ月経つております今日、私達は中小企業対策費といたしまして、まだ見返資金の増額、預金部資金からの転用といふことを存じておりません。果してこれを心底から実行するつもりで国民に公約をされたのであるか、されたといひますならば、何故に速かに見返資金の増額と預金部資金からの転用をなさないのでか、お伺ひいたします。国民は、我々野党の公約とは違ひまして、正に衆議院におきましては絶対過半数の與党勢力を擁しておりますところの自由党に基盤を持ちます吉田内閣でござい、ますからして、その公約というものは直ぐに実行され

るものだというふうな信頼感を持つておるのであります。若し公約を履行する意思なくして、こういったパンフレットを国民に頒布し、更に公務員の給与ベースの改訂のごとき、でもしなような、やろうともしないようなことを徒らに公約をいたしまして、若し中小企業者に対しまして欺瞞的の公約をなしたといひますならば、その政治的な責任は頗る重大でござい、ます。それに対しましてこの政府の御所見を承わりたい。私はもつとお聞きしたいことがあるのであります。が、時間の關係上端的に質問の要点だけお伺ひいたします。

地方税法が衆議院を通過をいたしまして、参議院の方におきましても通過成立するであろうといふひそかな期待を持つておられるに違ひありません。政府は……(笑聲)若しこれが成立をいたしましたならば、中小企業者に及ぼしますところの徴税の施行というものは、相当深刻にこれは影響を持つて来るのであります。それに対しまして政府は何らかの救済の手を打つ意思はないかどうかをお聞きしたい。

更に産業の合理化促進、首切り促進によりまして、去年の二月から今年の四月までに及びます一年間におきま

して、企業整備によりまして失業いたしておりますところの人口が五十四万七百十三名おるのであります。こういったような方々は長い間特殊の仕事に關係をいたしておられましてこの特殊技能者の方々でござい、ますが、これに對しまして労働大臣は如何なる失業対策の用意を持つておるかどうか、これをお聞きしたい。

更に最後に、朝鮮問題を契機といたしまして、客観情勢というものは吉田内閣は好まないでござい、ますし、自由党は本意でござい、ますし、けれども、情勢は自由党の吉田内閣が欲しておりましたようなあの手放し自由主義経済の方向には歩みつつあるのではないのであります。それとは反對に統制の條件が非常に出て参つておるのであります。新聞紙等によりますると、鉄鋼の統制をしなければならんとか、こういう工合に伝えられておりますが、近く経済界はかような状態にあると思ふのかどうか。若し統制を必要とする段階に客観情勢が進んで参りましたときに、統制を撤廃し自由主義経済を標榜して参りましたところの吉田内閣は、政治的な責任を如何にその出所進退によつて表明せんとせられるのであるか。衆議院の解散を行なつて、そ

うして再び国民にその自由主義経済か、統制主義経済か、計画主義経済か、こういったような政治的な責任をとらんとされるかどうか。この点については特に内閣総理大臣であり自由党の總裁である吉田茂さんにお伺ひをいたします。

見返資金につきましてもう一点お伺ひをいたしますが、池田さんは委員会の席上、通産委員会においてござい、まするが、中小企業対策といたしまして、大企業の方に資金を廻しますならば、それが当然に流れて行くものだと、こういったような説明をされたが、併しながら見返資金の融資を受けておりながら、大企業はこれを下請工業者に流してない実情にあるのであります。こういったような制度に對しまして、いわゆる見返資金に對しまして、嚴重なる紐付き融資、即ち下請工場に資金が流れて行くような、嚴重なる紐付き融資をする意思があるかどうかをお聞きしたい。更にもう一点、中小企業の問題に最も法律的な裏付けといひますし、か、擁護策といひますし、講じましたのは中小企業等協同組合法でござい、ます。それによりますると、信用協同組合、その信用協同組合を結成いたしまして融資を受ける

というところの機関があるのでありますが、併しながらこれは認可を受ける者に対して、許可をする官僚が任意裁量に基いて許可認可をすることに相成っておりますので、僅かにこの法律が施行されて以来、全国で十九件しか認可になつていないのであります。埼玉県のときにおきましては、十三件も認可申請をしてあるのでございますが、まだ今日一件も認可になつておりません。これを法の不備といたしまして、法規裁量に改める意思はないかどうかお伺いをいたします。

もつとお伺いしたい点はあるのでございしますが、時間の関係上この程度で終了いたしますが、どうぞ一つ暑い折柄、私達は、地方税法を通過させたいという政府の要請に基きまして、議院に参つておるのであります。吉田さんみたいに箱根の端羅あたりにふんぞり返つて避暑をやつておれば文句はないでございましょう。併しながら折角国會議員として、議院が開かれて以上、汗を流してやつております。どうぞ一つ大臣諸公におかれましては、良心的な、誠意溢れるところの良心的な御答弁を煩わしたい。(御苦勞と呼ぶ者あり、拍手)

(國務大臣池田男爵登壇)

○閣議大臣(池田男爵) 政府は産業

の合理化をやる意思があるか、然る場合に資金をどうして出すかという御質問の第一点であります。我々は従来と同様今後におきましても、必要な産業の合理化は極力進めて行きたいと考えておるのであります。このために通産省におきましては各事業別に合理化委員会を拵えまして検討を加えておられるのであります。併し合理化に要する資金は従来も日銀から斡旋融資をいたしまして相当出ておるのであります。我々は今後国内金融からい

次に中小企業に対する金融の措置が非常に貧弱ではないかというお話でございします。併し我々は農業と同様に中小企業に對しましてはあらゆる金融の措置を講じて参つております。私は暫らく時間を借りまして、今我々のやつておりますことについて申し上げたいと存じます。

先ず第一は昨年来日銀の別枠融資、中小企業に對する別枠融資をいたしておられます。これは只今は四十一億円の枠になつております。四十億円の枠になり出ております。商工中金或いは興業銀行が主でございします。この二行で三十億出しておる。勧銀その他の銀行で十億の枠ばかり出しておられます。この枠は必要に応じてどん／＼殖やして行つておるのであります。只今四月十一億のうち一億の枠ばかりまだ金

予定で行つておりますが、二億円の枠を超えておられます。従いましてこの八、九月におきましては、三ヶ月で三億円の枠を五億に充てたいと思つておられます。併し我々は農業と同様に中小企業に對しましてはあらゆる金融の措置を講じて参つております。私は暫らく時間を借りまして、今我々のやつておりますことについて申し上げたいと存じます。

資というお話でございします。私も先般来これを考えまして折衝いたしておりますが、見返資金からの融資は先程申し上げました通りでありまして、預金部の融資につきましては御承知の通り預金部資金は国債、地方債、これだけにしか使えないというスキヤピンが出ておるのであります。然るところ公団関係に特別に融資を認めようというので昨年来認められておるのであります。僅かに国債、地方債、公団への貸付金、これに限られております。これでは併し余り窮乏でありますので、昨年の暮百億円の預金部資金を銀行或いは無盡会社、信用組合に預託いたしました、この預託の場合におきましても、大銀行よりも無盡、信用組合、或いは地方の小銀行に百億のうち沢山出るように処置いたしました。併しこの預金部の融資はこの六月に引上げることになつておつたのであります。私は預金部の折角こういうような融資でございしますので、今引上げることが成るべく先に延ばそうというので、引上げることをしてない、消極的に援助いたしておるのであります。併し預金部の金は御承知の通り今年度相当減っておりますので、これを預金部から直接出すこ

の合理化をやる意思があるか、然る場合に資金をどうして出すかという御質問の第一点であります。我々は従来と同様今後におきましても、必要な産業の合理化は極力進めて行きたいと考えておるのであります。このために通産省におきましては各事業別に合理化委員会を拵えまして検討を加えておられるのであります。併し合理化に要する資金は従来も日銀から斡旋融資をいたしまして相当出ておるのであります。我々は今後国内金融からい

次に中小企業に対する金融の措置が非常に貧弱ではないかというお話でございします。併し我々は農業と同様に中小企業に對しましてはあらゆる金融の措置を講じて参つております。私は暫らく時間を借りまして、今我々のやつておりますことについて申し上げたいと存じます。

先ず第一は昨年来日銀の別枠融資、中小企業に對する別枠融資をいたしておられます。これは只今は四十一億円の枠になつております。四十億円の枠になり出ております。商工中金或いは興業銀行が主でございします。この二行で三十億出しておる。勧銀その他の銀行で十億の枠ばかり出しておられます。この枠は必要に応じてどん／＼殖やして行つておるのであります。只今四月十一億のうち一億の枠ばかりまだ金

予定で行つておりますが、二億円の枠を超えておられます。従いましてこの八、九月におきましては、三ヶ月で三億円の枠を五億に充てたいと思つておられます。併し我々は農業と同様に中小企業に對しましてはあらゆる金融の措置を講じて参つております。私は暫らく時間を借りまして、今我々のやつておりますことについて申し上げたいと存じます。

とを懸念するか、或いはこの預金部の資金で他の方の債券その他を引受ける、そうして余裕のあつた所から中小企業に出して行くか、いろんな手で只今交渉いたしておるのであります。

その他商工中金、或いは勧銀等で御承知の長期金融債を発行いたしましたして、中小企業金融に出行くよう努力いたしておりますが、尙これではやはり十分とは申し上げられません。従いまして私は今後におきまして輸出の中小企業金融には特に力を入れますことは勿論であります。輸出以外の中小企業に対しても保険制度を設けたらどうか、即ち貸付金に對しまして、

國庫或いは一定の機關が貸倒れの場合の保証の任に當る、こういう制度を作りました、これは只今關係方面と折衝をいたしまして、大体了解を得たと私は心得ておるのであります。併し本国会に出すことができませんことは、補正予算に關係がありますので、本国会にはむづかしいかと思ひますが、次の国会には中小企業金融に對しまする保険制度を是非御審議願うような運びにいたしたいと考えております。従来の各地方公共団体でやつております保証協會、これと私は一応は並行をして行くという考えでおるのであります。

又國民金融公庫は、中小企業のみならず、もつと下の庶民階級の金融として非常に役立つのでありますので、今年は十二億の出資をいたしておりましたが、私は次の補正予算を組む機会がございましたらば、これに對しまして相當の出資をなすと同時に、これは政府機關でありますので、預金部、金庫もここに使い得るやうに國民金融公庫が借入ができるやうに制度を設けたい。こういう今後の措置といたしましては従来のあらゆる措置を強化拡充いたしますと同時に、中小企業金融の保險制度、或いは國民金融公庫の増資、借入金の設定等を考えたいと思ふのであります。

最後に、地方税法案が通過いたしました。八月から納期になつて参ります。國税が滞納があり、又國税の今年度の徴収と地方税が三、四ヶ月ずれて而も年度内に徴収するということになります。徴収はなかなか困難なものが加つて来るのであります。これは徴税機構を十分奮勵いたしますと同時に、納税者におかれましてはできるだけ金のやりくりが付くやうに一般の金融措置をやつて見たいと思つております。只今のところ四一六の第一四半期は三百億の引上げ超過でございますが、七月に至りまして私はこれを取返すべく撤布超過をしたい、政府からどん／＼引上げるよりも二百億円の撤布の超過を計画いたしております。而して二百億円の撤布超過のために見返資金から二百億は債務償還をしようと思つたのであります。その後政府の撤布超過は予想以上に出来まして、昨日現在では債務償還となくとも二百三十億の撤布超過になつてゐるのであります。このために金融もちよつと緩んで参つております。八月におきましては申告納税の金が入つて来ますから普通ならば相當の引上げ超過になるのであります。政府の支拂を促進する等あらゆる措置を講じまして、撤布超過をして、第一四半期の引上げ超過を緩和する、そうして納税に便利を與えようと考えておるのであります。地方税の納税につきまして特別の救済手段としてはございません。これは特別に救済手段として、國税と地方税の納税を調節するとか或いは税法上の措置はとりませんが、やはり金融を付けて経済を潤おすということが救済の根本であると考えておるのであります。(拍手)

〔國務大臣橋本虎之助、拍手〕
○國務大臣(橋本虎之助) 島君にお答え申上げます。

私への御質問は信用協同組合設置の件かと思ひます。現在自由裁量によることになつております。これは組合の健全発達を願うため、その設立について慎重に考慮しておるのであります。併しながら現在の中小企業の相互金融円滑化のためにこの制度の普及を図りたいと思ひますので、その設立の認可につきましては、大蔵省とも相談をいたしまして極力迅速に運びたいと思つておるのであります。さう御了承願ひます。(拍手)

〔國務大臣周東英雄君登壇、拍手〕
○國務大臣(周東英雄君) 島さんにお答えいたします。

朝鮮事件の影響についてのお尋ねであります。各方面に価格が暴騰するので統制を再びやる意思はないかというお尋ねでありました。成程朝鮮事件が始まりまして以来、物によりまして価格を上げておるものもありませんが、これは二つの理由から来ておると思ふのであります。一つは例へば食糧のごとき、朝鮮から輸入を計画しておりますものが影響を受けるがために、或いはというふうで将来のことを考えて高くなるということもありましよう。又その他大きな問題といたしましては、朝鮮事件に関連する特需品の關係が国内から買上げられることによつて値が高くなりやしないか、又そういうことが起ることを予想して仮需要が起つておるといふことから、今日一物物の値段が上つておることは事実であります。併し私共は、例へば食糧について考えますと、朝鮮からは十萬トンの輸入計画をして九萬一千トン入つておりまして、残りにつきましては余り影響はございませんし、更に外資その他で置き換へることもできますので、食糧についての不安もございません。又特需關係につきましては、御心配の点は私も同感であります。まだ断片的で全体的な確たる数字は分つておりませんが、私共としてはそういう場合も考えまして、今日で得る限り輸入を増加して置こうと思つております。又特需につきましてはできるだけ一本に將來の見通しを立てて、政府の方とも連絡して貰いたいという交渉もいたしております。殊に御承知のやうに輸入につきましては、七月から九月までの第二四半期の分につきましては、第一四半期に比べまして約七千万ドル程の増加をいたしまして、必要な物資の輸入をいたして、そうして苟くも国内において数量の少くならぬやうに、そ

うして物価が再び暴騰しないように、又闇を考へておるような人間は損をさしても国民生活の安定に對して処置をしたいと、いろいろ準備中であり、只今のところ再統制をいたす考へは持つておりません。(拍手)

【國務大臣保利達君登壇、拍手】

○國務大臣(保利達君) 企業整備に伴ふ失業の問題に對してお答えを申し上げます。

大體の趨勢を申し上げますと、昨年は相當大企業において企業整備が活發に行われた。今年に入りまして中小の企業の面におきまして可なり増加をして、今日ではやや減退の傾向に至つてゐるようでありまして、御指摘のやうな大體の数字に達してゐると私も存じております。但し御指摘の五十数方の数字は大企業の整備による人員の整理を含んでおるものと私は了解いたしております。中小企業の整備による離職者に對して特別の對策を持つておるかと言われまして、これは正直に申し上げまして、持つていないと言つた方が適切であらうかと存じます。併しなから日本の産業におきまして中小企業の位置から考へて見ましても、この面に従事されておつた方々が非常に優秀な技能と高度な労働素質を持つておられるといふことは、私もよく了解しておるつもりでございます。従いまして、この優秀な技能者、そして高度の労働素質を持つておられる方のために、職業安定所を通じて、できるだけ安定所の機能を最高限に發揮いたしまして求人の開拓に努めておるやうな次第であります。特に今日までとられて多つております職業輔導によりまする労働力の配置転換と申しますか、こ

の面におられる人達には特にこの職業輔導の機能の充実に私は期待しておるものが多いのでございます。と申しますことは、職業輔導を終了せられた方々の就職率は非常に高くなつておりまして、優秀な技能と高度の労働素質を持つておられる方々のためには、私はますますこの職業輔導所の機能を發揮せしめて行くことによりまして、大きな期待をかけ得るものと信じておるやうなわけでございます。(拍手)

午後一時五十分休憩

午後三時一分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

林國務大臣より發言を求められました。これを許可いたします。

【國務大臣林義雄君登壇、拍手】

○國務大臣(林義雄君) 本日午前中の本會議の緊急質問に對しまして、主管大臣が議場に出席することが遅れましたがために休憩の止むなきに至りました事柄につきましては、誠に申訳なく、政府といたしましては深甚なる遺憾の意を表します。今後かかることのないやう十分注意をいたす考へであります。(拍手、「春々服膺しろ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第七、京都國際文化觀光都市建設法案、日程第八、奈良國際文化觀光都市建設

法案(いずれも衆議院提出)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございせんか。

【異議なしと稱する者あり】

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長長田政次君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

京都國際文化觀光都市建設法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十五年七月二十五日

衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武

京都國際文化觀光都市建設法
(目的)

第一條 この法律は、京都市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することに力を用ひ、國際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化觀光資源の維持開發及び文化觀光施設の整備によつてわが國の經濟復興に寄與するため、同市を國際文化觀光都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 京都國際文化觀光都市を建設する都市計画(以下「京都國際文化觀光都市建設計画」といふ)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、國際文化觀光都市としてふさわしい文化觀光施設の計画を含むものとする。

2 京都國際文化觀光都市を建設す

る事業(以下「京都國際文化觀光都市建設事業」といふ)は、京都國際文化觀光都市建設計画を実施するものとする。

(文化觀光保存地区)

第三條 京都國際文化觀光都市の区域内において、文化觀光資源又は文化觀光施設の維持保存のために、文化觀光保存地区を指定することができる。

2 前項の地区の指定は、都市計画の施設としてこれをしなければならぬ。

3 京都市は、條例の定めるところにより文化觀光保存地区の区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他文化觀光資源又は文化觀光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。この場合において、その禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、京都市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

(事業の執行)

第四條 京都國際文化觀光都市建設事業は、京都市の市長が執行する。

2 京都市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び關係機關の援助により、京都國際文化觀光都市を完成することについて、不斷の活動をしななければならない。

(事業の援助)

第五條 國及び地方公共団体の關係

諸機關は、京都國際文化觀光都市建設事業が第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考へ、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

(特別の助成)

第六條 國は、京都國際文化觀光都市建設事業の用に供するため必要があるとき認められる場合には、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を讓與することができ

る。

(報告)

第七條 京都國際文化觀光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも、六箇月ごとに、建設大臣にその進捗状況を報告しなければならない。

2 内閣總理大臣は、毎年一回國會に對し、京都國際文化觀光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第八條 京都國際文化觀光都市建設計画及び京都國際文化觀光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用し、且つ、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)第三條を適用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の京都都市計画事業は、これを京都国際文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、京都市の住民の投票に付するものとする。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

奈良国際文化観光都市建設法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十五年七月二十五日
参議院議長 幣原喜重郎
衆議院議長 佐藤尚武蔵

奈良国際文化観光都市建設法
(目的)

第一條 この法律は、奈良市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することにちなみ、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつてわが国の経済復興に寄與するため、同市を国際文化観光都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 奈良国際文化観光都市を建設する都市計画(以下「奈良国際文化観光都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

2 奈良国際文化観光都市を建設す

る事業(以下「奈良国際文化観光都市建設事業」という。)は、奈良国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

(文化観光保存地区)

第三條 奈良国際文化観光都市の区域内において、文化観光資源又は文化観光施設の維持保存のために、文化観光保存地区を指定することができる。

2 前項の地区の指定は、都市計画の施設としてこれをしなければならぬ。

3 奈良市は、條例の定めるところにより文化観光保存地区の区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。この場合において、その禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、奈良市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

(事業の執行)

第四條 奈良国際文化観光都市建設事業は、奈良市の市長が執行する。

2 奈良市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、奈良国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第五條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、奈良国際文化観光都市建設事業が第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

(特別の助成)

第六條 国は、奈良国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があるとき認められる場合には、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を讓與することができ、

(報告)

第七條 奈良国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第八條 奈良国際文化観光都市建設計画及び奈良国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用し、且つ、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)第三條を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の奈良都市計画事業は、これを奈良国際文化観光都市建設事業とみなす。

奈良国際文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、奈良市の住民の投票に付するものとする。

〔柴田政次君登壇、拍手〕

○柴田政次君 只今議題となりました京都国際文化観光都市建設法案と奈良国際文化観光都市建設法案は、前者の第四條と後者の第七條の條文と小異がありますが、その他は内容が全く同じでありますので、建設委員会における審議の経過及び結果を一括御報告いたします。

両法案は京都市と奈良市が、世界的にも明びな風光と歴史、文化、美術上にも重要な地位を持つておりますので、両市の文化観光資源とその施設を開放、維持、整備することによつて、両市を国際文化観光都市として建設することを目的とするものであります。

本法案に對して、建設委員会は地方行政委員会と連合委員会を開き、更に本委員会を統括して慎重なる審議をいたしました次第であります。審議の詳細は速記録に譲りまして、質疑応答の主なものは、一、本法のような特別立法と地方自治、二、都市計画法及び国土総合開発法との関係、三、讓與を期待する国の普通財産、四、本建設事業の執行者、文化観光保存地区及び緑地地域の指定、五、この種特別法制定の先後輕重及びこれと戦災復興との関連などであります。

次に、これらに関する提案者又は政府当局の答弁の主なものを挙げますと、一、本法による都市建設については、国の普通財産の讓與による助成の外、例えば競輪場の設置、起債、見

返資金の使用等についても要望し、又市民の負担の増減は成るべく避けるため、市蔵出の節減を図つて余剰財源をこれに充當する。二、国の普通財産の讓與は、本建設事業の用に供するため必要があるとき認められる場合で、その要否は具体的な場合により考究したい。元來普通財産は、國庫の財源であり、その減少は延いて國民負担とも関連するので、その処理は十分慎重を期したいとの大蔵省当局の答弁でありました。又これについては提案者も、法案は讓與することができると規定しておるので、必ずしも無償讓與だけを期待しておるものではないとの言がありました。三、文化観光に関するこの種特別法の制定に關連して、戦災復興事業の推進については、建設省都市局長は、戦災復興五ヶ年計画の完遂は最も鋭意努力するところである、この種特別法については、国の財政の許す範圍において処理し、これがために戦災復興を犠牲にするものではない、両都市については、その重要性に鑑み、観光事業については観光事業審議会の答申を尊重して、両市の建設事業を助成するとの答弁でありました。四、本法制定について必要な住民投票は、十一月に行われる府県教育委員選舉と同時に、費用の節減を図りたい。

大体以上のような質疑応答がありました後、討論に入りまして、この條文は讓與とあつても讓渡の趣意を以て処理されたい旨の発言がありまして、いずれも賛意が表されました。次いで採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

ければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
○議長（佐藤武蔵） 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長（佐藤武蔵） 日程第九、日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年七月二十五日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤武蔵

日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案
日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案

日本政府在在外事務所設置法（昭和二十五年法律第五五号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項に次の但書を加える。
但し、第二條第二項の規定によつて設置される在外事務所については、在動手当及び住居手当の支給年額は、当分の間、それぞれ別表各号に掲げる額の九割から十一割までの額の範囲内において当該在外事務所の所在国の通貨の対米為替相場及び

その所在地の物価水準を基準として外務大臣が定める額とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕
○櫻内辰郎君 只今議題となりました日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案の外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案理由並びに内容について申し上げます。本案は日本政府在在外事務所勤務職員に給與を適正に定める措置を講ずるための法律案であります。第七回国会において日本政府在在外事務所設置法が成立いたしました。アメリカ合衆国内の五ヶ所に在在外事務所が設置されたのでありますが、政府側の説明によりますと、総司令部の好意によつて、最近その他の数ヶ国、例えばフランス、スエーデン、ブラジル、パキスタン、インド等にも在在外事務所の設置が実現する見通しを得ている由であります。若しこれらが実現した場合には、政府は在在外事務所設置法第二條第二項の規定に基づき、政令によつて在外事務所を設置し得るのでありますが、その場合、在外事務所勤務職員に對して所在国の物価水準に應じた適当な手当を支給することを考慮する必要があるものであります。そのために外務大臣は同設置法別表に定める在動手当と住居手当とを当分の間九割から十一割の範囲内で増減し得ることとし、以て在動地の実情に即した適当な手当額を支給したいというのが本法案の趣旨であります。

本委員会は七月十八日予備審査を行い、政府側と十分なる質疑応答をいたしました。次いで衆議院よりの送付を待つて七月二十七日委員会を開き、討論採決を行いましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）
○議長（佐藤武蔵） 別に御発言なければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長（佐藤武蔵） 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（佐藤武蔵） 日程第十、主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長岡田宗司君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年七月二十七日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤武蔵

主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案

第一條 政府は、昭和二十四年度主要食糧の供出に關し食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第八十二号）第三條第二項の規定に基づいて公表した奨励措置として配給することを計画された衣料品、自転車及び魚肥（にしん及びいわしの身、すく）を供出農家に販売するために購入した者（衣料品については衣料品配給規則（昭和二十二年商工省令第二十五号）第二條の共同荷受組合を含む。）に對し、その者が昭和二十五年二月二十八日現在において保有していたこれらの物資につき、その農家への売渡のために避けることができないと認められる損失を、総額五億六千五百萬円の範囲内で、昭和二十五年年度において補てんする。

第二條 前條の規定により補てんする金額は、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従ひ、農林大臣が定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔岡田宗司君登壇、拍手〕
○岡田宗司君 只今議題となりました主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案の農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

主要食糧供出農家の努力に報いんとする要請に答へまして、政府は昭和二十四年度産米及び甘藷の供出に對して、衣料品、自転車、魚肥等の報奨物資の配給を企図し、昨年中にその出荷を大部分完了いたしましたのであります。然るところ本年の一月から繰物消費税及び取引高税の廃止、公定価格の改訂並びにこれらの物資の供給の増加等によつて価格の低落を來たしまして、旧公定価格で仕入れた報奨物資は却つて割高となり、かてて加へまして農村購買力の減退と相待ちまして、報奨物資の売行きは甚だ不振となり、本年二月末現在、都道府県購買農業協同組合連合会を含む都道府県共同荷受組合及び市町村農業協同組合を含む小売機關におきましては、大約二十六億圓に近いこれら報奨物資の滞貨の重圧に悩まされに至つたのであります。又配給機關と出荷機關との代金の決済が滞りたしまして、これをそのまま放置いたしますれば経済界の混乱を招くことになり、事態は重大を加へて來たばかりでなく、報奨の趣意からいたしまして看過することのできない問題となつたのであります。ここに鑑みまして、第七回国会において政府を促しましてその対策の確立を急がしめ、政府又主要食糧供出報奨用衣料品に關し荷受機關及び小売機關の振出又は裏書商業手形の取扱に對して応急の手段をとり、或いは都道府県手持ち滞貨を卸売商に売渡し、価格差益金の操作によつて卸売商をして値引せしめる等の措置を講じたのであります。併しながらこれらの措置は衣料品のみに限られておりまして、而も十分であるばかりでなく、衣料品以外の自転車及び魚肥については問題は未解決のまま残されておつたのであります。

二十四年度産米及び甘藷の供出に對して、衣料品、自転車、魚肥等の報奨物資の配給を企図し、昨年中にその出荷を大部分完了いたしましたのであります。然るところ本年の一月から繰物消費税及び取引高税の廃止、公定価格の改訂並びにこれらの物資の供給の増加等によつて価格の低落を來たしまして、旧公定価格で仕入れた報奨物資は却つて割高となり、かてて加へまして農村購買力の減退と相待ちまして、報奨物資の売行きは甚だ不振となり、本年二月末現在、都道府県購買農業協同組合連合会を含む都道府県共同荷受組合及び市町村農業協同組合を含む小売機關におきましては、大約二十六億圓に近いこれら報奨物資の滞貨の重圧に悩まされに至つたのであります。又配給機關と出荷機關との代金の決済が滞りたしまして、これをそのまま放置いたしますれば経済界の混乱を招くことになり、事態は重大を加へて來たばかりでなく、報奨の趣意からいたしまして看過することのできない問題となつたのであります。ここに鑑みまして、第七回国会において政府を促しましてその対策の確立を急がしめ、政府又主要食糧供出報奨用衣料品に關し荷受機關及び小売機關の振出又は裏書商業手形の取扱に對して応急の手段をとり、或いは都道府県手持ち滞貨を卸売商に売渡し、価格差益金の操作によつて卸売商をして値引せしめる等の措置を講じたのであります。併しながらこれらの措置は衣料品のみに限られておりまして、而も十分であるばかりでなく、衣料品以外の自転車及び魚肥については問題は未解決のまま残されておつたのであります。

二十四年度産米及び甘藷の供出に對して、衣料品、自転車、魚肥等の報奨物資の配給を企図し、昨年中にその出荷を大部分完了いたしましたのであります。然るところ本年の一月から繰物消費税及び取引高税の廃止、公定価格の改訂並びにこれらの物資の供給の増加等によつて価格の低落を來たしまして、旧公定価格で仕入れた報奨物資は却つて割高となり、かてて加へまして農村購買力の減退と相待ちまして、報奨物資の売行きは甚だ不振となり、本年二月末現在、都道府県購買農業協同組合連合会を含む都道府県共同荷受組合及び市町村農業協同組合を含む小売機關におきましては、大約二十六億圓に近いこれら報奨物資の滞貨の重圧に悩まされに至つたのであります。又配給機關と出荷機關との代金の決済が滞りたしまして、これをそのまま放置いたしますれば経済界の混乱を招くことになり、事態は重大を加へて來たばかりでなく、報奨の趣意からいたしまして看過することのできない問題となつたのであります。ここに鑑みまして、第七回国会において政府を促しましてその対策の確立を急がしめ、政府又主要食糧供出報奨用衣料品に關し荷受機關及び小売機關の振出又は裏書商業手形の取扱に對して応急の手段をとり、或いは都道府県手持ち滞貨を卸売商に売渡し、価格差益金の操作によつて卸売商をして値引せしめる等の措置を講じたのであります。併しながらこれらの措置は衣料品のみに限られておりまして、而も十分であるばかりでなく、衣料品以外の自転車及び魚肥については問題は未解決のまま残されておつたのであります。

二十四年度産米及び甘藷の供出に對して、衣料品、自転車、魚肥等の報奨物資の配給を企図し、昨年中にその出荷を大部分完了いたしましたのであります。然るところ本年の一月から繰物消費税及び取引高税の廃止、公定価格の改訂並びにこれらの物資の供給の増加等によつて価格の低落を來たしまして、旧公定価格で仕入れた報奨物資は却つて割高となり、かてて加へまして農村購買力の減退と相待ちまして、報奨物資の売行きは甚だ不振となり、本年二月末現在、都道府県購買農業協同組合連合会を含む都道府県共同荷受組合及び市町村農業協同組合を含む小売機關におきましては、大約二十六億圓に近いこれら報奨物資の滞貨の重圧に悩まされに至つたのであります。又配給機關と出荷機關との代金の決済が滞りたしまして、これをそのまま放置いたしますれば経済界の混乱を招くことになり、事態は重大を加へて來たばかりでなく、報奨の趣意からいたしまして看過することのできない問題となつたのであります。ここに鑑みまして、第七回国会において政府を促しましてその対策の確立を急がしめ、政府又主要食糧供出報奨用衣料品に關し荷受機關及び小売機關の振出又は裏書商業手形の取扱に對して応急の手段をとり、或いは都道府県手持ち滞貨を卸売商に売渡し、価格差益金の操作によつて卸売商をして値引せしめる等の措置を講じたのであります。併しながらこれらの措置は衣料品のみに限られておりまして、而も十分であるばかりでなく、衣料品以外の自転車及び魚肥については問題は未解決のまま残されておつたのであります。

二十四年度産米及び甘藷の供出に對して、衣料品、自転車、魚肥等の報奨物資の配給を企図し、昨年中にその出荷を大部分完了いたしましたのであります。然るところ本年の一月から繰物消費税及び取引高税の廃止、公定価格の改訂並びにこれらの物資の供給の増加等によつて価格の低落を來たしまして、旧公定価格で仕入れた報奨物資は却つて割高となり、かてて加へまして農村購買力の減退と相待ちまして、報奨物資の売行きは甚だ不振となり、本年二月末現在、都道府県購買農業協同組合連合会を含む都道府県共同荷受組合及び市町村農業協同組合を含む小売機關におきましては、大約二十六億圓に近いこれら報奨物資の滞貨の重圧に悩まされに至つたのであります。又配給機關と出荷機關との代金の決済が滞りたしまして、これをそのまま放置いたしますれば経済界の混乱を招くことになり、事態は重大を加へて來たばかりでなく、報奨の趣意からいたしまして看過することのできない問題となつたのであります。ここに鑑みまして、第七回国会において政府を促しましてその対策の確立を急がしめ、政府又主要食糧供出報奨用衣料品に關し荷受機關及び小売機關の振出又は裏書商業手形の取扱に對して応急の手段をとり、或いは都道府県手持ち滞貨を卸売商に売渡し、価格差益金の操作によつて卸売商をして値引せしめる等の措置を講じたのであります。併しながらこれらの措置は衣料品のみに限られておりまして、而も十分であるばかりでなく、衣料品以外の自転車及び魚肥については問題は未解決のまま残されておつたのであります。

二十四年度産米及び甘藷の供出に對して、衣料品、自転車、魚肥等の報奨物資の配給を企図し、昨年中にその出荷を大部分完了いたしましたのであります。然るところ本年の一月から繰物消費税及び取引高税の廃止、公定価格の改訂並びにこれらの物資の供給の増加等によつて価格の低落を來たしまして、旧公定価格で仕入れた報奨物資は却つて割高となり、かてて加へまして農村購買力の減退と相待ちまして、報奨物資の売行きは甚だ不振となり、本年二月末現在、都道府県購買農業協同組合連合会を含む都道府県共同荷受組合及び市町村農業協同組合を含む小売機關におきましては、大約二十六億圓に近いこれら報奨物資の滞貨の重圧に悩まされに至つたのであります。又配給機關と出荷機關との代金の決済が滞りたしまして、これをそのまま放置いたしますれば経済界の混乱を招くことになり、事態は重大を加へて來たばかりでなく、報奨の趣意からいたしまして看過することのできない問題となつたのであります。ここに鑑みまして、第七回国会において政府を促しましてその対策の確立を急がしめ、政府又主要食糧供出報奨用衣料品に關し荷受機關及び小売機關の振出又は裏書商業手形の取扱に對して応急の手段をとり、或いは都道府県手持ち滞貨を卸売商に売渡し、価格差益金の操作によつて卸売商をして値引せしめる等の措置を講じたのであります。併しながらこれらの措置は衣料品のみに限られておりまして、而も十分であるばかりでなく、衣料品以外の自転車及び魚肥については問題は未解決のまま残されておつたのであります。

す。ここにおいて政府は本年二月末日現在における都道府県共同荷受機関及び小荷機関の手持ちいたしてありまする綿スフ、手拭、タオル、作業衣、自転車、魚糞等の消費について、これらの配給機関の損失を補填することによつて農家が購入できる価格まで値引して配給せしめ、報奨物資所期の目的を達成せんがために本法律案を提出するに至つたのであります。

委員会におきましては、本法施行後予算成立執行に至るまでの間における金融措置等について政府当局との間に質疑が行われましたが、その詳細につきましては会議録によつて御覽願うことにいたしたのであります。質疑を打ち切りまして討論に入りましたところ、岡村委員からいたしまして、補填額については満足し難いが、措置としては機宜を得たものであるとの意見を以て御賛成があり、江田委員からは、旧農業会資産の譲受資金に対する長期低利の特別融資に關し、又池田委員及び赤澤委員からは、本法による補填に必要な予算の成立執行に至るまでの期間における緊き資金の融通に對し政府の万全の措置を強く要望して御賛成があつたのであります。統一して採決に入り、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
(議員起立)
○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十一分散会

○本日の會議に付した事件

- 一、国会法等の一部を改正する法律案
- 一、日程第一 彈劾裁判所裁判員及び予備員兼任の件
- 一、彈劾裁判所裁判員及び予備員の選挙
- 一、日程第二 皇室會議予備議員の選挙
- 一、日程第三 皇室經濟會議予備議員の選挙
- 一、日程第四 最高裁判所裁判員官国民審査管理委員の選挙
- 一、日程第五 檢察官資格審査委員會及び同予備委員の選挙
- 一、日程第六 北海道開発審議會委員の指名
- 一、中小企業対策に關する緊急質問
- 一、日程第七 京都國際文化觀光都市建設法案
- 一、日程第八 奈良國際文化觀光都市建設法案
- 一、日程第九 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十 主要食糧供出物獎勵物資の配給に伴う損失の補てんに關する法律案

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 山崎 恒君 | 村上 義一君 | 杉原 荒太君 | 長谷山行毅君 | 伊藤 修君 | 小笠原三男君 |
| 宮城タマヨ君 | 溝口 三郎君 | 愛知 揆一君 | 古池 信三君 | 駒井 惠平君 | 小川 久義君 |
| 前田 穰君 | 堀越 儀郎君 | 加藤 武徳君 | 平井 太郎君 | 境野 清雄君 | 木内 四郎君 |
| 藤森 眞治君 | 藤野 繁雄君 | 白波瀬米吉君 | 山縣 勝見君 | 稻垣平太郎君 | 江田 三郎君 |
| 波多野林一君 | 野田 俊作君 | 山本 米治君 | 岡田 信次君 | 大野 幸一君 | 山下 善信君 |
| 徳川 宗敬君 | 常岡 一郎君 | 滝井治三郎君 | 石村 幸作君 | 中村 正雄君 | 須藤 五郎君 |
| 伊達源一郎君 | 竹下 豊次君 | 田方 進君 | 星 一君 | 岩間 正男君 | 兼岩 傳一君 |
| 高橋 道男君 | 高橋龍太郎君 | 池田宇右衛門君 | 入交 太蔵君 | 千葉 信君 | 木村福八郎君 |
| 高田 寛君 | 高瀬莊太郎君 | 島津 忠彦君 | 石原幹市郎君 | 水橋 藤作君 | 鈴木 清一君 |
| 高木 正夫君 | 鈴木 直人君 | 三好 始君 | 深川タマエ君 | 堂森 芳夫君 | 梅津 錦一君 |
| 杉山 昌作君 | 新谷寅三郎君 | 木内キヤウ君 | 平沼彌太郎君 | 重森 壽治君 | 岡村文四郎君 |
| 島村 軍次君 | 西郷吉之助君 | 大島 定吉君 | 柴田 政次君 | 東 隆君 | 佐多 忠隆君 |
| 高良 とみ君 | 小林 政夫君 | 松本 昇君 | 竹中 七郎君 | 相馬 助治君 | 岩崎正三郎君 |
| 楠見 義男君 | 木下 辰雄君 | 谷口弥三郎君 | 有馬 英二君 | 三浦 辰雄君 | 石川 清一君 |
| 河井 彌八君 | 片柳 眞吉君 | 油井賢太郎君 | 西山 龜七君 | 松浦 定義君 | 森下 政一君 |
| 柏木 庫治君 | 加藤 正人君 | 山田 佐一君 | 園 伊能君 | 榊 繁夫君 | 岡田 宗司君 |
| 加賀 操君 | 岡本 愛祐君 | 寺尾 豊君 | 櫻内 義雄君 | 小松 正雄君 | 堀木 謙三君 |
| 岡部 常君 | 尾山 三郎君 | 西田 隆男君 | 中井 光次君 | 松原 一彦君 | 内村 清次君 |
| 尾崎 行雄君 | 梅原 眞隆君 | 重宗 雄三君 | 大屋 晋三君 | 小酒井義男君 | 栗山 良夫君 |
| 草葉 隆圓君 | 城 義臣君 | 平岡 市三君 | 左藤 義隆君 | 曾称 益君 | 矢嶋 三義君 |
| 郡 祐一君 | 木村 守江君 | 小林 英三君 | 佐々木鹿藏君 | 西園寺公一君 | 佐々木良作君 |
| 長島 銀藏君 | 宮本 邦彦君 | 林屋龜次郎君 | 櫻内 辰郎君 | 棚橋 小虎君 | 和田 博雄君 |
| 秋山俊一郎君 | 高橋進太郎君 | 一松 定吉君 | 鬼丸 義齊君 | 下條 恭兵君 | 河崎 ナツ君 |
| 上原 正吉君 | 土屋 俊三君 | 中田 吉雄君 | 村尾 重雄君 | 上條 愛一君 | 森崎 隆君 |
| 池田七郎兵衛君 | 石川 榮一君 | 青山 正一君 | 金子 洋文君 | 羽生 三七君 | 平林 太一君 |
| 大谷 鑒淵君 | 九鬼教十郎君 | 門田 定藏君 | カニエ邦彦君 | 大蔵大臣 | 池田 勇人君 |
| 深大 六郎君 | 鈴木 恭一君 | 藤原 道子君 | 島 清君 | 通商産業大臣 | 横尾 龍君 |
| 大矢半次郎君 | 野田 卯一君 | 加藤シヅエ君 | 若木 勝藏君 | 運輸大臣 | 山崎 猛君 |
| 植竹 春彦君 | 中川 以良君 | 永井純一郎君 | 三橋八次郎君 | 労働大臣 | 保利 茂君 |
| 小野 義夫君 | 鈴木 安孝君 | 原 虎一君 | 齋 武雄君 | 国務大臣 | 周東 英雄君 |
| 石坂 豊一君 | 岩沢 忠恭君 | 高田なほ子君 | 吉川末次郎君 | 国務大臣 | 林 譲治君 |
| 北村 一男君 | 中川 幸平君 | 小林 孝平君 | 山花 秀雄君 | 政府委員 | 草葉 隆圓君 |
| 一松 政二君 | 橋本萬右衛門君 | 松浦 清一君 | 菊川 孝夫君 | 外務政務次官 | 西川基五郎君 |
| 徳川 頼貞君 | 中山 壽彦君 | 赤松 常子君 | 深川榮左エ門君 | 大蔵政務次官 | 島村 軍次君 |
| 泉山 三六君 | 工藤 鐵男君 | 山田 節男君 | 三輪 貞治君 | 農林政務次官 | 小笠 公昭君 |
| 小杉 繁安君 | 小串 清一君 | 成瀬 崎治君 | 田中 一君 | 建設政務次官 | 渡邊 良夫君 |
| 飯島通次郎君 | 伊藤 保平君 | 松永 義雄君 | 小泉 秀吉君 | | |
| 井上なつゑ君 | 赤木 正雄君 | 大隈 信幸君 | 前之國喜一郎君 | | |
| 黒田 英雄君 | 廣瀬與兵衛君 | 岩木 哲夫君 | 岩男 仁藏君 | | |
| 川村 松助君 | 大野木秀次郎君 | | | | |

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|---------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 川崎 松助君 | 大野木秀次郎君 | 池田宇右衛門君 | 島津 忠彦君 | 三好 始君 | 木内キヤウ君 | 大島 定吉君 | 松本 昇君 | 谷口弥三郎君 | 油井賢太郎君 | 山田 佐一君 | 寺尾 豊君 | 西田 隆男君 | 重宗 雄三君 | 平岡 市三君 | 小林 英三君 | 林屋龜次郎君 | 一松 定吉君 | 中田 吉雄君 | 青山 正一君 | 門田 定藏君 | 藤原 道子君 | 加藤シヅエ君 | 永井純一郎君 | 原 虎一君 | 高田なほ子君 | 小林 孝平君 | 松浦 清一君 | 赤松 常子君 | 山田 節男君 | 成瀬 崎治君 | 松永 義雄君 | 大隈 信幸君 | 岩木 哲夫君 |
|--------|---------|---------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 伊藤 修君 | 小笠原三男君 | 駒井 惠平君 | 小川 久義君 | 境野 清雄君 | 木内 四郎君 | 稻垣平太郎君 | 江田 三郎君 | 大野 幸一君 | 山下 善信君 | 中村 正雄君 | 須藤 五郎君 | 岩間 正男君 | 兼岩 傳一君 | 千葉 信君 | 木村福八郎君 | 水橋 藤作君 | 鈴木 清一君 | 堂森 芳夫君 | 梅津 錦一君 | 重森 壽治君 | 岡村文四郎君 | 佐多 忠隆君 | 東 隆君 | 岩崎正三郎君 | 相馬 助治君 | 石川 清一君 | 三浦 辰雄君 | 松浦 定義君 | 榊 繁夫君 | 小松 正雄君 | 堀木 謙三君 | 松原 一彦君 | 内村 清次君 | 小酒井義男君 | 栗山 良夫君 | 曾称 益君 | 矢嶋 三義君 | 西園寺公一君 | 佐々木良作君 | 棚橋 小虎君 | 和田 博雄君 | 下條 恭兵君 | 河崎 ナツ君 | 上條 愛一君 | 森崎 隆君 | 羽生 三七君 | 平林 太一君 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|

- | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------|----|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 池田 勇人君 | 横尾 龍君 | 山崎 猛君 | 茂君 | 英雄君 | 讓治君 | 草葉 隆圓君 | 西川基五郎君 | 島村 軍次君 | 小笠 公昭君 | 渡邊 良夫君 |
|--------|-------|-------|----|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|

定価 一部 六円五十銭
送料 別
発行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一 印刷 庁
振替東京一九〇〇〇 官報課